

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名		共同利用漁船等復旧支援対策事業			担当部局庁		水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成23年度～24年度			担当課室		資源管理部漁業調整課		漁業調整課長 長谷 成人		
会計区分		一般会計			施策名		⑯漁業経営の安定				
根拠法令		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第11条			関係する計画、通知等		水産基本計画(平成19年3月20日閣議決定) 水産復興マスタープラン(平成23年6月) 復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)				
事業の目的		東日本大震災により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に水産関係に壊滅的な被害が生じ、特に、漁業生産の根幹である漁船や地域の基幹産業である定置網が多数甚大な被害を受けたため、漁業者が収入を得るために必要不可欠な漁船や定置網を早急に復旧させ、漁業の早期再開を図る。									
事業概要		①共同利用小型漁船建造事業 激甚災害法の規定に基づき、漁業協同組合が被災した漁業者の共同利用に供するために建造する小型漁船建造費に対して補助する。(指定地域: 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県 平成23年6月27日農林水産省告示) 補助率: 1／3 ②共同利用漁船等復旧支援対策事業 ①の事業でカバーされない地域や漁船・定置網等について、漁業協同組合等が被災した漁業者の共同利用に供するために建造・導入する漁船、漁労設備及び定置網の建造費・導入費に対して補助する。 補助率: 1／3									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他									
23年度予算額 (単位: 百万円)		当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計	
		-		27,379		-		11,300		38,679	
成果目標 (アウトカム)		成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込
					23年度	(25年度)					
		沿岸漁業の漁船隻数について、3年以内に震災前の半数程度の水準までの回復		%	50	100		平成23年度末までの漁船導入契約隻数		隻	(9,273) 3,753
単位当たりコスト		(第1次補正 12,751,087(円／隻)) 4,210,232(円／隻)				算出根拠		(第1次補正 漁船復旧に係る事業(70,386,000千円)÷隻数(5,520隻)) 漁船復旧に係る事業(15,801,000千円)÷隻数(3,753隻)			
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」第2章(5)③水産業(沿岸漁業・地域)で示された漁船・漁具などの生産基盤の共同化及び「復興基本方針」5(3)⑤水産業で示された漁船・漁具の復旧に対する支援との整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						漁業生産の根幹である漁船の復旧は優先度が高く、被災地からのニーズも高くなっており、1次補正予算の不足が見込まれるため、追加要求をするもの。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						漁業の再開には漁船が必要だが、被災した漁船を自力で復旧することが困難な漁業者のために支援するものであり、効果的な事業である。類似の事業はない。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						漁協等が認める被災漁業者に対し、被災前と同等の漁船を建造・導入する事業であり、当該漁船を利用して被災した漁業者の漁業が再開可能となることから十分な費用対効果が期待できる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						激甚災害制度の共同利用小型漁船建造費補助の負担割合を適用しており、役割分担は明確となっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						漁港施設や養殖施設、共同利用施設の復旧と平行して、各漁協の計画により漁船建造・取得が実施される。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						本事業は4月1日以降着手・着工したものを補助対象としており、迅速な執行が可能となっている。また、補助事業者による進行管理、完工検査を適切に行うこととしている。					